

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

○ 土地区画整理事業の施行認可……………一

……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………一

○ 東京都環境影響評価条例による見解書……………一

……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………一

### 告示 (海区漁調)

○ 東京海区における釣漁法の制限……………三

○ 東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………三

### 公告

○ 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(三件)……………四

……………(主税局課税部課税指導課)……………四

○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四

○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五

……………(同)……………五

○ 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

○ 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五

……………(同)……………五

○ 土地収用法による収用の裁決手続開始……………六

……………(東京都収用委員会)……………六

## 告示

### ●東京都告示第千五百三十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき西東京市向台町六丁目土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十七日

東京都知事 外 添 要 一

#### 一 施行者の住所及び氏名

西東京市向台町六丁目三番七号 栗島 静夫

同 右 栗島 久子

#### 二 事業施行期間

平成二十六年十一月十七日から平成二十七年十二月三十一日まで

#### 三 施行地区

西東京市向台町六丁目の一部

#### 四 土地区画整理事業の名称

西東京市向台町六丁目土地区画整理事業

#### 五 事務所所在地

西東京市向台町六丁目三番七号

#### 六 施行認可の年月日

平成二十六年十一月十七日

#### 七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

#### 八 公告の方法

事務所の掲示場に掲示する。

### ●東京都告示第千五百三十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)八王子インター北SC建設事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

イオンモール株式会社

代表取締役社長 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

#### 二 対象事業の名称及び種類

(仮称)八王子インター北SC建設事業

自動車駐車場の設置

#### 三 対象事業の内容の概略

対象事業は、八王子インター北土地区画整理事業の区域内に商業施設の建築及び駐車場の設置を行うものである。

#### 四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係市長から一件の意見があり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

#### 五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年十一月十七日から同年十二月八日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 八王子市環境部環境政策課

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

イ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長(八王子市)の意見の内訳は、表1に示すとおりであり、都民からの意見書の提出はなかった。

事業段階関係市長(八王子市)の意見の内容及び事業者の見解は、表2に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0件
事業段階関係市長(八王子市)の意見	1件
合計	1件

表2 事業段階関係市長(八王子市)の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	全般的事項	
	今後、事業の進捗に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、新たに予測事項について検討し、対策が必要な場合には環境保全のための措置を講じられたい。	今後、実施する工事の施行中及び工事の完了後における事後調査等を通じて、事業に起因して、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合は、予測事項等の検討を行い、必要に応じて環境保全措置を講じるなど、環境への影響の低減に努めます。
項目	個別的事項	
	駐車場の供用に伴う騒音、振動、大気汚染等については、十分な対策を講じることにより、東京都環境確保条例の規制基準を遵守すること。	工事の完了後における駐車場の供用に伴う騒音、振動、大気汚染等については、評価書案に記載した各種の環境保全措置を徹底するほか、環境保全に対する十分な対策を講じ、東京都環境確保条例の規制基準等を満足するようにいたします。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区における釣漁法について、次のとおり制限する。

平成二十六年十一月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹 内 正 一

(釣漁法の禁止)

一 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域においては、いきえさ(餌虫類を除く。)を使用して、あかはた及びかさごを釣獲してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十六年十二月七日から平成二十七年十二月六日までとする。

●東京漁調指示第八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)(における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」という。))について、次のとおり指示する。

平成二十六年十一月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹 内 正 一

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 平成二十七年一月一日から同年五月三十一日までの間の大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬における操業

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業(承認操業)

二 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶

ア これまで東京海区において、操業の実績を有する船舶であつて、委員会が漁業調整上支障がないと認められたもの

イ 委員会が特に認めた船舶

ウ 試験研究機関の船舶

(二) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は百三十四隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 三十五隻

静岡県 十四隻

神奈川県 八隻

千葉県 六十五隻

その他の県 十二隻

(三) 操業方法等

ア 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

イ 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し

刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。

ウ 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮

明な浮標灯を付けなければならない。

エ 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

オ 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

カ 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、(四)に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

キ 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(四) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船

船ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(五) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成二十七年六月三十日までに、委員会が別に定める操業報告書を提出しなければならない。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成二十七年一月一日から同年五月三十一日までとする。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十六年十一月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日  
名称 氏名 事業所の所在地  
有限会社 渡邊 豊 八王子市東浅川町 平成二十六年  
渡辺石油 五百六十三番地の 三月三十一日  
商会 七

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十六年十一月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日  
名称 氏名 事業所の所在地  
ヒカワ石 内海 敏之 港区浜松町二丁目 平成二十六年  
油株式会社 四番一号世界貿易 センタービル三十 九月三十日  
四階

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十六年十一月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日  
名称 氏名 事業所の所在地  
小田急バ 下岡 祥彦 調布市仙川町二丁 平成二十六年  
ス株式会社 目十九番地五 十月三十一日

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人就労情報サポートセンターきずな育成会
- 三 代表者の氏名  
篠原 万千
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都三鷹市井口四丁目十八番四号 シティハイムイグチ二〇三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、様々な理由により、就労が困難な人々（ホームレスをはじめ生活困窮者、在日外国人（国籍所有）含む）に対して、自らが目指す就労環境の情報提供の把握や自らの適正なキャリア支援（職業能力の開発や学術の向上）など、就労環境改善に供する新しいネットワーク業務など就労確保の場を提供する事を通じて、誰もが広く豊かな生活が出来る社会作りに寄与する事を目的とする。

的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン

三 代表者の氏名

古賀 真子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門三丁目十四番一―一九〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般消費者を対象として、消費生活上の安全安心情報提供、国及び地方公共団体の機関等の施策に対する調査研究・提言・監視、消費生活上の相談、消費者教育、消費者グループの育成、国内外の関連団体等とのネットワーク形成の事業を行うことにより、消費者の生命の安全と健康の増進、消費生活上の権利が守られる制度の確立、環境を破壊しない消費生活の普及・啓発に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こがねい環境ネットワーク

三 代表者の氏名

長森 眞

四 主たる事務所の所在地

東京都小金井市貫井南町五丁目十九番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、小金井市環境市民会議と連携し、広く一般市民が積極的に環境の保全、回復及び創造(以下、「環境の保全等」という。)のための活動を推進することを支援し、地域の風土に根差した人と自然の調和がとれた環境社会創りに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プラネットカナル

三 代表者の氏名

鈴木 邦明

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目二十四番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、未利用の輸送・保管スペースを活用した“スロー配送”により物資(新品・中古品)を必要とし

ている人びとのもとに届け、子供の健全な成長や被災地域の復興などに寄与するとともに、困難な状況にある人々への就労機会提供と地球温暖化防止に貢献することを目的とする。

そのため、団体・企業による社会貢献活動に対して、配送工程に特化し、ボランティアによる作業支援(物資の点検・仕分・梱包等)及び、輸送や倉庫等の空き隙間スペース活用による低炭素・低価格のスロー配送サービスを提供する。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十一月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年十一月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名 京王高尾ビル  
二 店舗所在地 八王子市初沢町千二百二十七番地

<p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか一名</p> <p>六 変更前の小売業者の住所 多摩市関戸一丁目七番地四 (株式会社京王ストア)</p> <p>七 変更後の小売業者の住所 多摩市関戸一丁目十一番地一 (株式会社京王ストア)</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 内藤 雅浩 (株式会社京王ストア) ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 川瀬 明伸 (株式会社京王ストア) ほか</p> <p>十 変更日 平成二十五年六月二十五日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十六年十月二十四日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十六年十一月十七日から平成二十七年三月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>三</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る</p>
<p>意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十六年十一月十七日</p> <p>一 店舗名 コープ青梅新宿店</p> <p>二 店舗所在地 青梅市新宿二丁目三番地の一</p> <p>三 設置者名 有限会社山丸</p> <p>四 意見 なし</p> <p>ア 聴取者 青梅市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 收受日 平成二十六年十月十六日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年十一月十七日から同年十二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 イオン昭島ショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 昭島市大神町字古新田八百八十九番地二ほか</p> <p>三 設置者名 イオンリテール株式会社</p> <p>四 意見 なし</p> <p>ア 聴取者 昭島市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 收受日 平成二十六年十月二十七日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p>
<p>六 縦覧期間 平成二十六年十一月十七日から同年十二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間 平成二十六年十一月十七日から同年十二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。 平成26年11月17日 東京都収用委員会 会長 内 山 忠 明</p> <p>1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路票状第4号線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 } 別記1のとおり 4 土地所有者の氏名及び住所 } 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 } 別記2のとおり 6 裁決手続開始決定年月日 平成26年10月30日</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p>

## 別記1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿上	実測		
東京都文京区 目白台二丁目	208番2	宅地	1245.30	1249.78	73.04	別図のとおり

別記2

氏名	土地所有者住所	氏名	土地に関して権利を有する関係人住所	種類の種類	備考
石母田 稔 (持分10000分の221)	東京都西東京市ひばりが丘二丁目8番5号				家屋番号 東京都文京区目白台二丁目208番2の21 (「東京都文京区目白台二丁目」については以下省略) 家屋番号208番2の21には敷地権は設定されていない。
福島 剛史 (持分10000分の204)	東京都文京区目白台二丁目9番18-102号	三菱UFJ住宅ローン保証株式会社	東京都文京区本郷三丁目18番14号	抵当権 平成20年9月25日受付 第15526号	家屋番号 208番204 家屋番号208番2の4には敷地権は設定されていない。 家屋番号208番2の41には敷地権は設定されていない。 家屋番号208番2の6には敷地権は設定されていない。
大西 明 (持分20000分の4340)	東京都杉並区阿佐谷北三丁目24番7号				家屋番号 208番209 家屋番号208番2の29には敷地権は設定されていない。 家屋番号208番2の13には敷地権は設定されていない。
藤尾 幸夫 (持分10000分の217)	東京都文京区目白台二丁目9番18-104号	東京都職員信用組合	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	持分10000分の217に係る抵当権 平成19年1月30日受付 第2919号	家屋番号 208番206 家屋番号208番2の6には敷地権は設定されていない。
大山 明日子 (持分10000分の359)	東京都文京区目白台二丁目9番18-105号				家屋番号 208番207 家屋番号208番2の7には敷地権は設定されていない。
三宅 航博 (持分10000分の217)	東京都文京区目白台二丁目9番18-106号				家屋番号 208番2019 家屋番号208番2の19には敷地権は設定されていない。
神崎 美奈子 (持分10000分の206)	東京都文京区目白台二丁目9番18-107号				家屋番号 208番2031 家屋番号208番2の31には敷地権は設定されていない。
大熊 正子 (持分50000分の535)	東京都文京区目白台二丁目9番18-108号				家屋番号 208番20940 家屋番号208番2の40には敷地権は設定されていない。
伊藤 英一 (持分60000分の2882)	東京都文京区目白台二丁目9番18-201号				家屋番号 208番2017 家屋番号208番2の17には敷地権は設定されていない。
伊藤 栄雄 (持分60000分の484)	東京都文京区目白台二丁目9番18-201号				家屋番号 208番2045 家屋番号208番2の45には敷地権は設定されていない。
笠井 剛 (持分10000分の219)	東京都文京区目白台二丁目9番18-202号	独立行政法人住宅金融支援機構	東京都文京区後楽一丁目4番10号	抵当権 平成7年10月11日受付 第16594号	家屋番号 208番2013 家屋番号208番2の13には敷地権は設定されていない。
大和ホームスエゾ株式会社 (持分10000分の241)	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号				家屋番号 208番2028 家屋番号208番2の28には敷地権は設定されていない。
馬越 右左司 (持分10000分の1295)	埼玉県鶴ヶ島市大字藤倉880番地68				家屋番号 208番2097 家屋番号208番2の97には敷地権は設定されていない。
馬越 康方 (持分10000分の1295)	東京都文京区目白台二丁目9番18-204号				家屋番号 208番2071 家屋番号208番2の71には敷地権は設定されていない。
岡田 章裕 (持分100000分の24100)	東京都文京区目白台二丁目9番18-205号				家屋番号 208番2022 家屋番号208番2の22には敷地権は設定されていない。
阿部 幹夫 (持分20000分の241)	東京都文京区目白台二丁目9番18-206号				家屋番号 208番2027 家屋番号208番2の27には敷地権は設定されていない。
阿部 里美 (持分20000分の241)	東京都文京区目白台二丁目9番18-206号	東京信用金庫	東京都新宿区新宿四丁目3番20号	抵当権 平成23年9月29日受付 第13767号	家屋番号 208番2047 家屋番号208番2の47には敷地権は設定されていない。
平本 もも (持分300000分の4532)	東京都文京区水道二丁目14番3号	りそな保証株式会社	埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号	(あ) 抵当権 平成26年1月31日受付 第4985号 (い) 抵当権 平成26年1月31日受付 第1985号	家屋番号 208番2033 家屋番号208番2の33には敷地権は設定されていない。
大倉 裕一 (持分300000分の1648)	東京都文京区目白台二丁目9番18-208号	八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所岡口178番地2	抵当権 平成22年11月25日受付 第47150号	家屋番号 208番2060 家屋番号208番2の60には敷地権は設定されていない。
李 福坤 (木村 福之介) (持分300000分の114)	東京都文京区目白台二丁目9番18-209号	三井住友トラスト保証株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	抵当権 平成19年10月25日受付 第4772号	家屋番号 208番2050 家屋番号208番2の50には敷地権は設定されていない。
鈴木 隼 (持分200000分の117)	東京都町田市玉川学園八丁目2番2号				家屋番号 208番2014 家屋番号208番2の14には敷地権は設定されていない。
鈴木 智子 (持分200000分の117)	東京都町田市玉川学園八丁目2番2号				家屋番号 208番2015 家屋番号208番2の15には敷地権は設定されていない。
阿部 悠子 (持分300000分の321)	神奈川県川崎市多摩区中野六丁目29番1706号 新多摩川ハイム				家屋番号 208番2038 家屋番号208番2の38には敷地権は設定されていない。
森田 知典 (持分10000分の221)	佐賀県唐津市和多田用尺7番12号	みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目13番地	抵当権 平成10年7月15日受付 第13022号	家屋番号 208番2056 家屋番号208番2の56には敷地権は設定されていない。
内田 政子 (持分100000分の204)	東京都文京区目白台二丁目9番18-302号				家屋番号 208番2028 家屋番号208番2の28には敷地権は設定されていない。
株式会社 小針工作所 (持分100000分の217)	東京都新宿区山吹町301番地				家屋番号 208番2081 家屋番号208番2の81には敷地権は設定されていない。
黒田 孝 (持分100000分の217)	東京都文京区目白台二丁目9番18-304号				家屋番号 208番2026 家屋番号208番2の26には敷地権は設定されていない。
上田 雅幸 (持分500000分の1085)	東京都新宿区若宮町17番地 神楽坂コーポ 401	三菱UFJ住宅ローン保証株式会社	東京都文京区本郷三丁目18番14号	抵当権 平成20年9月14日受付 第13725号	家屋番号 208番2021 家屋番号208番2の21には敷地権は設定されていない。



別記2

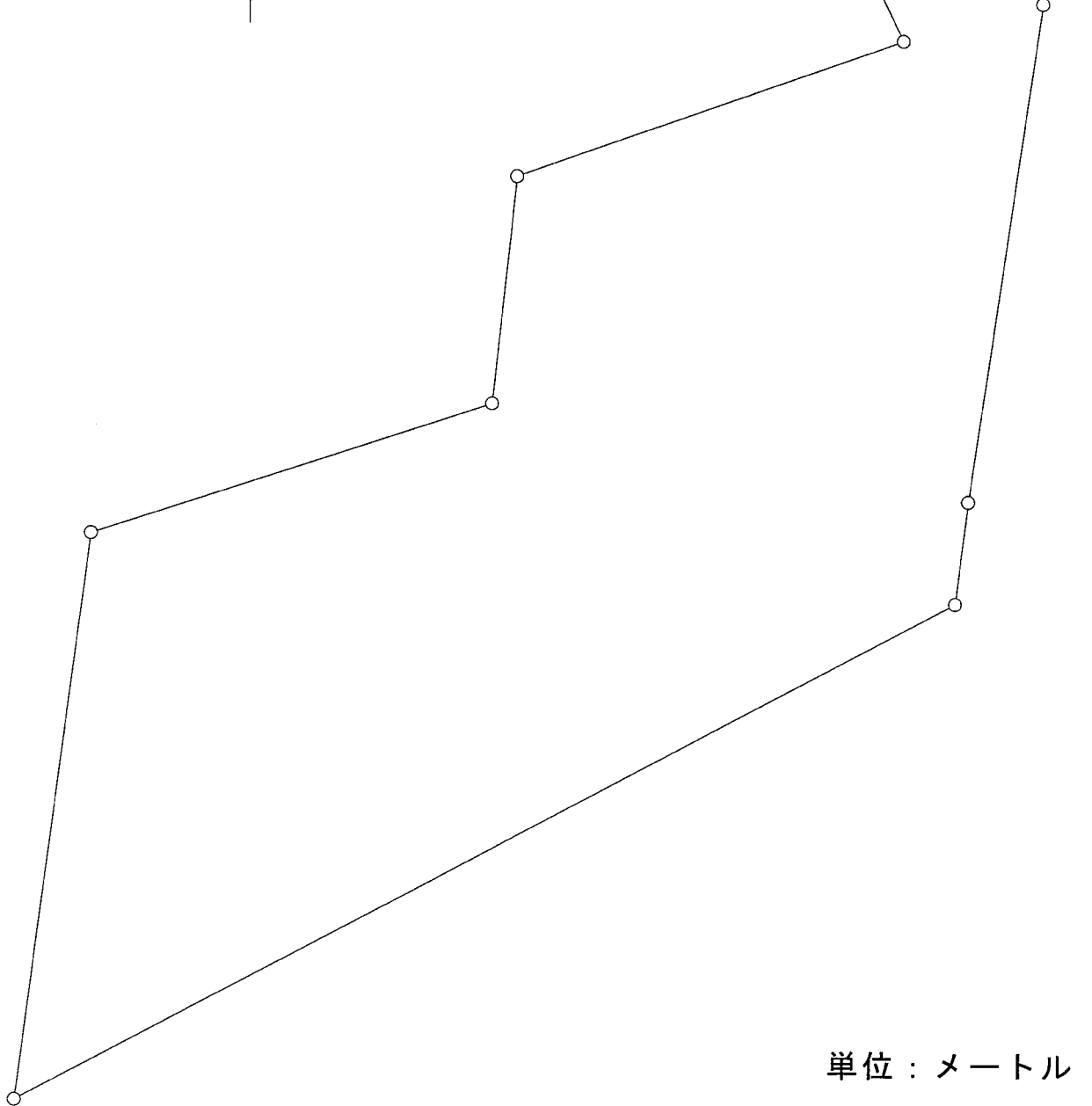
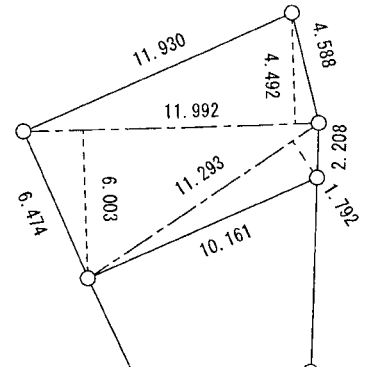
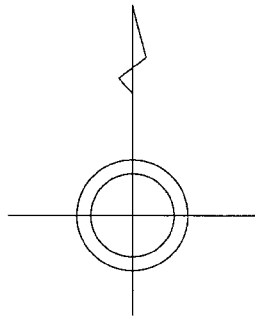
氏名	土地所有者	氏名	土地に関して権利を有する関係人	権利の種類	備考
村上 隆 (持分200000分の4340)	東京都文京区目白台二丁目9番18-306号	みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区神田錦町二丁目13番地	抵当権 平成24年7月30日受付 第34381号	家屋番号 208番2の35には敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の37
小田 尚孝 (持分100000分の206)	埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目11番14-501号	りそな保証株式会社	埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号	抵当権 昭和62年4月2日受付 第7711号	家屋番号 208番2の37Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の49
星合 浩 (持分100000分の182)	東京都文京区小石川二丁目12番6-701号	SMB C信用保証株式会社	東京都港区六本木六丁目1番21号	平成25年8月21日受付 第16768号	家屋番号 208番2の49Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の46
石藤 弥生 (持分100000分の114)	東京都新宿区船久町12番1-2507号				家屋番号 208番2の46Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の2
濱田 宏子 (持分300000分の351)	東京都文京区目白台二丁目9番18-310号				家屋番号 208番2の22には敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の9
林 八郎 (持分100000分の1337)	東京都港区元代々木町49番7号 元代々木パークヤシタビル305				家屋番号 208番2の42
林 理枝 (持分100000分の573)	東京都港区元代々木町49番7号 元代々木パークヤシタビル305				家屋番号 208番2の42Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の9
鈴木 一三 (持分100000分の2727)	東京都文京区目白台二丁目9番18-402号				家屋番号 208番2の42
鈴木 智子 (持分100000分の303)	東京都文京区目白台二丁目9番18-402号				家屋番号 208番2の42Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の32
福田 渉 (持分200000分の6060)	東京都港区白金台三丁目12番3-104号				家屋番号 208番2の10
松平 謙一 (持分1000000分の30200)	東京都港区白金台三丁目12番3-104号				家屋番号 208番2の10Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の32
野田 豊 (持分200000分の223)	東京都豊島区目白四丁目31番13号				家屋番号 208番2の20
野田 寛 (持分200000分の223)	東京都豊島区目白四丁目31番13号				家屋番号 208番2の10Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の36
田嶋 信介 (持分100000分の217)	東京都文京区目白台二丁目9番18-406号	SMB C信用保証株式会社	東京都港区六本木六丁目1番21号	抵当権 平成18年5月29日受付 第26545号	家屋番号 208番2の20
中山 佳美 (持分100000分の206)	東京都文京区目白台二丁目9番18-407号				家屋番号 208番2の36Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の12
高尾 弘子 (持分100000分の182)	東京都文京区目白台二丁目9番18-408号				家屋番号 208番2の43Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の11
武藤 哲也 (持分100000分の112)	東京都大田区久が原二丁目10番14号	りそな保証株式会社	埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号	抵当権 平成9年3月18日受付 第5356号	家屋番号 208番2の11、家屋番号 208番2の30Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の11
伊藤 敬一 (持分120000分の5436)	東京都調布市深大寺東町六丁目23番地12				家屋番号 208番2の25
小林 雅樹 (持分100000分の182)	東京都文京区目白台二丁目9番18-501号	みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目13番地	抵当権 平成20年11月20日受付 第50722号	家屋番号 208番2の25
津田 眞津子 (持分100000分の143)	東京都文京区千石一丁目6番24-406号				家屋番号 208番2の39
布施 晃 (持分100000分の669)	東京都文京区目白台二丁目9番18-503号				家屋番号 208番2の31には敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の16
布施 敦彦 (持分100000分の69)	東京都文京区目白台二丁目9番18-503号				家屋番号 208番2の23
吉田 邦彦 (持分100000分の206)	北海道札幌市中央区伏見三丁目12番24号				家屋番号 208番2の34
谷本 俊一 (持分100000分の193)	東京都文京区目白台二丁目9番18-505号	みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目13番地	抵当権 平成14年2月28日受付 第3265号	家屋番号 208番2の34Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の39
塚田 茂 (持分100000分の170)	東京都新宿区西落合四丁目25番16-104号				家屋番号 208番2の23
長岡 隆弘 (持分200000分の73)	東京都豊島区南池袋三丁目16番3号	独立行政法人住宅金融支援機構	東京都文京区後楽一丁目4番10号	抵当権 昭和58年7月4日受付 第12486号	家屋番号 208番2の23Cには敷地権は設定されていない。 家屋番号 208番2の24
長岡 千恵子 (持分200000分の225)	東京都豊島区南池袋二丁目16番1号	ダイヤモノト信用保証株式会社	東京都文京区本郷三丁目18番14号	抵当権 平成25年8月8日受付 第16178号	家屋番号 208番2の23
小林 千恵 (持分100000分の197)	東京都文京区目白台二丁目9番18-603号	独立行政法人住宅金融支援機構	東京都文京区後楽一丁目4番10号	抵当権 平成23年2月25日受付 第7933号	家屋番号 208番2の24
小貞 仁志 (持分600000分の2040)	兵庫県姫城市東塚町一丁目13番5-405号	りそな保証株式会社	東京都文京区後楽一丁目4番10号	抵当権 平成15年7月11日受付 第13254号	家屋番号 208番2の44 家屋番号 208番2の48 家屋番号 208番2の48Cには敷地権は設定されていない。

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都文京区目白台二丁目208番2のうち

73.04平方メートル



単位：メートル

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002